様式第10の2号（第10条関係）

身体障害者施設訓練等支援　施設受給者証

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ㈣　 |  | ㈤　 |  | ㈥　 |  |
|  | 注意事項　1　この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。2　指定施設訓練等支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。3　指定施設訓練等支援を受けるときに支払う金額は、利用者負担額欄に記載された金額です。4　支給期間を経過したときは、施設訓練等支援費の支給を受けられませんので、支給期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、施設訓練等支援費の支給の再申請をしてください。5　利用者負担額については、負担能力の認定を毎年行い、負担能力に応じて利用者負担額を決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください｡ |  | 6　身体障害程度区分の変更をする必要がある場合は、身体障害程度区分の変更の申請をすることができます。7　この証の1面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。8　支給期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります｡（身体障害者療護施設に入所する場合を除く。）居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、支給期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。 |  | 9　この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けて下さい。また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。10　受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。11　不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。12　この証に記載されていない身体障害者施設訓練等支援については、施設訓練等支援費の支給は受けられません。 |  |
|  |